

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）8月28日付け令500第371号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年8月22日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「【〇〇課】〇〇課から〇〇中学校に対して、請求者及び家族（〇〇、〇〇、〇〇について報告、連絡、指示した全ての文書（メモ含む）」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、保有個人情報の不存在を理由として本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年9月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めているものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見（反論書より。添付書類は省略）

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件請求に係る保有個人情報の不存在を理由として実施機関が本

件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。

実施機関の担当課である〇〇課の職員が、実施機関の職員であった審査請求人（開示請求者）及びその家族について、家族の通学先である学校に対して報告、連絡、指示をすることが業務上必要になる事態は一般的に想定しがたいこと、「必ず存在している」などの審査請求人の主張以外に、本件請求に係る保有個人情報の存在を推認できる根拠も特に見当たらないことから、保有個人情報開示請求のあった「〇〇課から〇〇中学校に対して、請求者及び家族について報告、連絡、指示した全ての文書（メモ含む）」については、報告、連絡、指示は行っていないため存在していない、との実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 5 年 1 0 月 1 3 日	実施機関から諮問を受けた。
令和 6 年 6 月 3 日	事案の審議を行った。
令和 7 年 3 月 2 4 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年3月24日現在）